

財務規定等が非適用となっている事業のうち小規模なものに対する考え方については、以下のとおり。

## (1) 小規模事業への対応を検討する理由

○今回の法適化の趣旨を考えれば、できる限り幅広い団体に財務規定等を適用することが望ましく、小規模事業への対応は不要とすることも考えられるところ。

○しかしながら、

- ・小規模団体における対応能力
- ・該当する事業の法適化にかかるコストと、当該事業の営業収益との比較を踏まえると、小規模について何らかの対応は必要ではないか。

※なお、昭和41年以前の公営企業法においても、常時雇用職員数一定数以下の団体には法を適用せず。

## (2) 小規模事業への対応の考え方

### ① 下限の設定について

- ・営業規模のきわめて小さい事業については、企業性が薄いのではないか。
- ・一定の規模を法適化の対象の下限として設定すべきではないか。

### ② 段階論的な対応をすることについて

- ・適用範囲拡大にあたっては、全国の自治体において相当数の事業が対象となることから、全てを一度に実施するとした場合、団体側の負担、委託業者の選定等から困難も生じうるところ。
- ・適用にあたり何らかの段階を設ける必要があるのではないか。